

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、45年4月から同年9月までの期間については1万8,000円、同年10月から46年9月までの期間については2万円、同年10月から47年2月までの期間については2万2,000円、同年3月から同年9月までの期間については2万8,000円、同年10月から同年12月までの期間については3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年11月1日から同年12月1日まで  
② 昭和45年4月1日から48年1月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が昭和44年12月1日から45年4月1日までの期間しかないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の社会保険事務担当者及びB社から提出された従業員の給与支給額等に係る記録（他界した前社長が作成したとされているもの。以下「人事記録」という。）により、申立人は、昭和44年11月11日から47年12月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②において、当時の社会保険事務担当者を含む複数の同僚は、申立人は正社員であり、正社員全員が厚生年金保険に加入していた旨述べている。

さらに、前述の人事記録によれば、申立期間②において、申立人を含め正社員とみられる従業員については、給与は定期的に昇給し、賞与も支給されている上、退職金が支給されていることが確認できるほか、当該従業員につ

いては、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人を除く全員が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を、前述の人事記録に記載されている退職日に基づき、昭和48年1月1日に訂正する必要がある。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和45年3月及び申立人とおおむね同時期に入社した同年代の同僚に係る申立期間②の社会保険事務所の記録から、同年4月から同年9月までの期間については1万8,000円、同年10月から46年9月までの期間については2万円、同年10月から47年2月までの期間については2万2,000円、同年3月から同年9月までの期間については2万8,000円、同年10月から同年12月までの期間については3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②において、複数回の被保険者報酬月額算定基礎届及び申立てどおりの被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から47年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①においては、前述の人事記録により確認できる申立人のA社の入社日は昭和44年11月11日であり、また、当時の社会保険事務担当者を含む複数の同僚は、申立期間当時、見習期間があったと述べている上、同僚が記憶する入社日と社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格取得日が一致しない同僚がみられることから、事業主は、申立期間当時、必ずしも入社日と同日に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成8年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のB社における被保険者資格喪失日は、平成9年3月27日であると認められることから、被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成8年7月から9年2月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（53万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

さらに、平成9年3月27日から同年4月1日までの期間については、申立人は、同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を、前述の同年3月27日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成9年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで  
② 平成8年7月1日から9年12月31日まで

申立期間①について、私は、A社に引き続き、B社に勤務した。B社は、新たな会社として立ち上げられた会社であるが、A社の仕事を継続して実施しており、引き続き給与も支給されていたので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、B社には平成9年12月末まで在籍していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が8年7月1日から同年8月31日までの期間しかないのは納得できない。さらに、当該被保険者期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているが、同社に在籍していた期間の給与支給額は50万円を切ることはなく、当時の給与額に見合ったものではない。したがって、これらの記録を正しい記録に訂正してほしい。なお、これらのことについては、社会保険事務所から説明を受けるまでは知らなかった。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録並びにA社の元事業主及び同僚の説明により、申立人が同社に継続して勤務し、平成8年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社における申立人の資格喪失日については、同年7月1日に訂正する必要がある。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年5月の社会保険庁のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社は平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は、申立期間①においても法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所でなくする旨の届出を行っていたと認められることから、事業主は、申立人の平成8年6月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、B社の離職日は平成9年12月20日と記録されていることから、申立人が申立期間②のほとんどの期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年2月1日）の後の平成9年3月27日付けで、遡及して申立人の同社における被保険者資格喪失日は8年8月31日と記録されており、申立人の同社における被保険者資格取得時の同年7月の標準報酬月額については、当初、申立人が主張するとおり、53万円と記

録されていたところ、9年3月27日付けで、遡<sup>そきゅう</sup>及して9万2,000円に引き下げられている上、申立人と同様に、遡<sup>そきゅう</sup>及して資格喪失処理が行われ、かつ、標準報酬月額が引き下げられている者が10人確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、B社に係る商業登記簿謄本により、同社の取締役であったことは確認できるが、申立人自身は、経営権は無く、社会保険事務も担当していなかったと述べているほか、同僚の説明により、申立人は、前述の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、被保険者資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間②に係る申立人のB社における被保険者資格喪失日については、前述の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理日である平成9年3月27日に訂正し、標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8年7月から9年2月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成9年3月27日から同年4月1日までの期間については、B社の元事業主及び同僚の説明により、申立人が同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社における申立人の資格喪失日については、前述の同年3月27日から同年4月1日に訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成8年7月の当初の社会保険庁のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、B社は平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は、同日以降においても法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②のうち、平成9年2月1日以降においても厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所でなくする旨の届出を行っていたと認められることから、事業主は、申立人の同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②のうち、平成9年4月1日から同年12月31日までの期間については、B社の元事業主の説明及び同僚が保管する同年4月以降の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認できず、当該期間において申立人に係る厚生年金保険料の控除があったとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月8日、16年7月12日、同年12月13日、17年7月11日、同年12月13日及び18年7月12日について、その主張する標準賞与額（58万6,000円、51万5,000円、57万5,000円、52万円、53万6,000円及び50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を58万6,000円、51万5,000円、57万5,000円、52万円、53万6,000円及び50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月8日  
② 平成16年7月12日  
③ 平成16年12月13日  
④ 平成17年7月11日  
⑤ 平成17年12月13日  
⑥ 平成18年7月12日

私が勤務しているA社では、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除しながら、当該賞与に係る賞与支払届を提出するのを忘れていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の賞与明細一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額により、平成15年12月8日は58万6,000円、16年12月13日は57万5,000円、17年7月11日は52万円、同年12月13日は53万6,000円及び18年7月12日は50万円とし、前述の賞与明細一覧表から確認できる賞与額により、16年7月12日は51万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月8日、16年7月12日、同年12月13日、17年7月11日、同年12月13日及び18年7月12日について、その主張する標準賞与額（56万5,000円、52万2,000円、57万5,000円、58万円、62万4,000円及び54万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を56万5,000円、52万2,000円、57万5,000円、58万円、62万4,000円及び54万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月8日  
② 平成16年7月12日  
③ 平成16年12月13日  
④ 平成17年7月11日  
⑤ 平成17年12月13日  
⑥ 平成18年7月12日

私が勤務しているA社では、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除しながら、当該賞与に係る賞与支払届を提出するのを忘れていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の賞与明細一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額により、平成15年12月8日は56万5,000円、16年12月13日は57万5,000円、17年7月11日は58万円、同年12月13日は62万4,000円及び18年7月12日は54万円とし、前述の賞与明細一覧表から確認できる賞与額により、16年7月12日は52万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月8日、16年7月12日、同年12月13日、17年7月11日、同年12月13日及び18年7月12日について、その主張する標準賞与額（46万5,000円、42万2,000円、47万5,000円、56万2,000円、48万7,000円及び44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を46万5,000円、42万2,000円、47万5,000円、56万2,000円、48万7,000円及び44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月8日  
② 平成16年7月12日  
③ 平成16年12月13日  
④ 平成17年7月11日  
⑤ 平成17年12月13日  
⑥ 平成18年7月12日

私が勤務しているA社では、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除しながら、当該賞与に係る賞与支払届を提出するのを忘れていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の賞与明細一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額により、平成15年12月8日は46万5,000円、16年12月13日は47万5,000円、17年7月11日は56万2,000円、同年12月13日は48万7,000円及び18年7月12日は44万円とし、前述の賞与明細一覧表から確認できる賞与額により、16年7月12日は42万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月8日、16年7月12日、同年12月13日、17年7月11日、同年12月13日及び18年7月12日について、その主張する標準賞与額（46万5,000円、45万円、5万円、46万円、49万7,000円及び48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を46万5,000円、45万円、5万円、46万円、49万7,000円及び48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月8日  
② 平成16年7月12日  
③ 平成16年12月13日  
④ 平成17年7月11日  
⑤ 平成17年12月13日  
⑥ 平成18年7月12日

私が勤務しているA社では、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除しながら、当該賞与に係る賞与支払届を提出するのを忘れていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の賞与明細一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額により、平成15年12月8日は46万5,000円、16年12月13日は5万円、17年7月11日は46万円、同年12月13日は49万7,000円及び18年7月12日は48万円とし、前述の賞与明細一覧表から確認できる賞与額により、16年7月12日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月12日について、その主張する標準賞与額（6万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を6万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月12日

私が勤務しているA社では、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除しながら、当該賞与に係る賞与支払届を提出するのを忘れていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年10月から12年7月までの期間、同年10月から13年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び14年2月から同年4月までの期間に係る標準報酬月額記録については、11年10月は32万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、12年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は41万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、13年1月は30万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月から同年8月までの期間は28万円、同年10月から同年12月までの期間及び14年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成11年10月から12年7月までの期間、同年10月から13年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び14年2月から同年4月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から14年7月1日まで  
社会保険庁で記録されている標準報酬月額は、実際の給与支給額より低いので、訂正してほしい。

なお、事業主からの申入れにより、平成10年10月から1年間の約束で厚生年金保険料を含む社会保険料の事業主負担分も給与から控除されていたが、事業主からは、約束の1年を経過しても当該申入れを継続するという説明が無く、私の再三にわたる「元に戻してほしい。」旨の要求にも応じてもらえなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票の資料において確認できる報酬月額から平成 11 年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 38 万円、12 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 28 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 34 万円、13 年 1 月は 30 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 5 月から同年 8 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 14 年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 32 万円、同年 4 月は 30 万円とすることが妥当である。

また、前述の給与明細書等の資料により、i) 平成元年 10 月から 10 年 9 月までの期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていること、ii) 10 年 10 月から 11 年 9 月までの期間については、申立人及び同僚の説明から、厚生年金保険料の事業主負担分を申立人の給与から控除することについて容認していたと判断できるため、被保険者負担分の厚生年金保険料額は給与から控除されている厚生年金保険料額の 2 分の 1 と認められ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と同額となっていること、iii) 12 年 8 月及び同年 9 月、13 年 9 月、14 年 1 月、同年 5 月及び同年 6 月については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与明細書等の資料において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月ごろから 32 年 8 月ごろまで  
② 昭和 32 年 9 月ごろから同年 12 月 7 日まで

私は、昭和 31 年 9 月ごろに A 社 B 事業所に入社し、資材係及び鉦務係として勤務した。

入社して約 1 年後の昭和 32 年 9 月ごろに、A 社 C 事業所に移り、その後、閉山に伴い退職した。

私の A 社 B 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、私より 3 か月ほど後に入社した同僚の資格取得日よりも後の時期になっている上、同社 C 事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしいので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において A 社 B 事業所及び同社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A 社 B 事業所は昭和 34 年 7 月 29 日に、同社 C 事業所は同年 3 月 30 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人よりも後に入社したにもかかわらず申立人よりも早く厚生年金保険被保険者資格を取得したと申立人が記憶している同僚は、申立人とは年齢及び業務内容が異なっているところ、申立人と年齢が近く、かつ、自身が申立人と同じ昭和 31 年又は 30 年に入社し、申立人と同じ資材係又は鉦務係に配属されたと記憶している同僚二人は、社会保険庁のオンライン記録に

よれば、入社から約1年後又は1年半後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 591 (事案 141 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月ごろから 29 年 10 月 20 日まで  
平成 20 年 9 月 15 日付けの新聞に、「社会保険庁が、1950 年代の古い厚生年金記録のうち 260 万件の記録を 1972 年に廃棄していたことが確認された。」との記事が掲載された。申立期間に勤務していた A 社 B 事業所における私の厚生年金保険被保険者記録が無いのは、当該記事にあるとおり、記録が廃棄されたからではないかと思われるので、再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が A 社 B 事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人についても、同社において厚生年金保険に加入していた事実が確認できないこと、ii) 申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情を見いだすことができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、今回、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、新たに連絡のとれた A 社の元代表取締役及び複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことについて、「新聞記事にあるとおり、記録が廃棄されたからではないか。」と述べているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。